

社会福祉法人富山県共同募金会
令和 7 年度 生活困窮者への緊急支援活動助成 助成要項

1. 趣旨

社会情勢のさまざまな要因による物価高騰や令和 6 年能登半島地震に伴う影響等により、生活が困窮しており、福祉的支援が必要な方が一定数おられます。

それら支援が必要な方の中には各種手続きが行えていない人や、支援が必要な状態であっても自立相談支援機関等の相談窓口につながっていない人もおり、こうした人々に支援を届けていくためにも、アウトリーチや支援に繋がるためのきっかけづくりが求められています。

本助成では、そのような生活にお困りの方への生活相談時に配布するための食料や日用品の整備、これらの配布を通じたアウトリーチ等の活動を対象に緊急的に助成を行い、より豊かな地域共生社会づくりに寄与する支援を行うものです。

2. 実施主体

社会福祉法人富山県共同募金会

3. 協力

社会福祉法人富山県社会福祉協議会

4. 助成対象団体

市町村社会福祉協議会、社会福祉法人・福祉施設、助成の趣旨に沿った生活困窮者支援を県内で行うボランティア団体やグループ、NPO 法人等

法人格の有無は問いません。任意団体も対象とします。

ただし、個人及び営利企業は対象外とします。

なお、設立から 1 年を経過している団体等とします。

5. 助成対象事業

物価高騰等により、生活に困窮している方々を対象とした県内で実施する活動に対して助成を行います。

事業の例

- ・食料や日用品の配布事業を通じたアウトリーチ、相談事業
- ・生活困窮に関する相談事業（電話代、SNS サービス利用料の通信運搬費等）
- ・生活相談に来られた方へ緊急的に配布する食料品・日用品等の整備、保管
- ・生活に困窮している方を把握するためのアプローチ、つながるためのきっかけづくり（アンケート、電話、訪問等）

など

6. 助成対象経費

基本的に助成対象事業にかかる直接経費を対象とします。ただし、事業にかかる人件費や謝金は対象外となります。（詳細は「助成金対象外経費となるもの」の欄をご参照ください。）

- ・消耗品・備品費（食料品、日用品、食料保管に係る冷蔵庫等）
- ・印刷製本費 ・通信運搬費 ・旅費交通費 等

助成金対象外経費となるもの

- ・ 事業にかかる人件費、謝金
- ・ 食料品や日用品の配布を主な目的とした活動に要する経費
(相談支援など他の支援活動と組み合わせた活動は対象とします。)
- ・ 生活相談者個人への直接的な金銭給付に係る活動の経費
- ・ 当該経費の妥当性が応募趣旨にあわないもの、または申請書類から当該経費の必要性が読み取れないもの
- ・ ボランティア活動保険料(ボランティア行事用保険は助成対象とします。)
- ・ ボランティアの謝金(交通費などの実費弁償は助成対象とします。)
- ・ 団体および団体役員が所有する場所や物の賃借料
- ・ 団体の維持・管理のみを目的とした経費
- ・ 補助金などの公的費用や他の助成金が充当される経費
- ・ 助成対象期間(令和7年4月～令和8年3月)外の活動に関する経費

7. 助成金額

1 団体 1 申請あたり 10 万円以上、50 万円以内とします。

助成総額は300万円程度を予定しています。

助成申請は、万円単位とします。

助成率は10 / 10とします。

減額または、助成対象外となる場合があります。

8. 助成事業の実施期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に実施される事業

9. 助成申請の方法

様式「生活困窮者への緊急支援活動助成申請書」にご記入のうえ、「添付書類」に記載の関係書類を添付し、本会にご提出ください。(郵送可)

10. 助成申請の受付期間

令和7年8月4日(月)～8月28日(木)必着

11. 助成決定等

- (1) 申請内容を審査のうえ、申請団体宛に助成の可否を9月下旬ごろまでに郵送で通知します。

助成金の送金等については、決定後にお知らせします。

- (2) 助成決定団体には、活動終了後1か月以内に活動・精算報告書及び領収書のコピーをご提出ください。

報告書の様式は助成決定時にお示しします。

12. お問い合わせ先

〒930-0094 富山市安住町5-21 サンシップとやま3階

社会福祉法人富山県共同募金会 TEL.076-431-9800 FAX.076-432-6551

E-mail info@akaihane-toyama.or.jp